

建築基準整備促進事業を実施する者の公募について

令和5年2月2日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、建築基準整備促進事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本事業は令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。したがって、令和5年度予算の国会における成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業者の採択が遅れること等があり得ることをあらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）

(2) 事業目的

本事業は、建築基準法、建築物省エネ法、住宅品質確保法等に係る技術基準について、民間事業者等が有する知見を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とします。

(3) 事業内容

国（国土交通省住宅局建築指導課、参事官（建築企画担当）、住宅生産課及び国土技術政策総合研究所）が建築基準の整備を促進する上で必要となる事項について提示し、これに基づき基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案作成に向けた基礎資料の作成（以下「事業」という。）を行う民間事業者、国立大学法人等を公募によって募り、最も適切な事業の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業に要する費用を補助します。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定しています。

令和5年4月上旬～令和6年2月26日

2. 応募者の要件

応募者は、本補助金の交付を受けて、事業を実施する民間事業者、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する法人その他の本事業を実施する能力を有する者で、次の(1)から(4)の全てを満たす者とします。

- (1) 事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (2) 事業を的確に遂行するに当たって十分な経理的基礎を有すること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

- (4) 別添において示す、事業ごとの「事業者が保有すべき知見・ノウハウ」を有すること。

※ 応募者の各構成員が事業の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により事業を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により事業を行うことも可能です。ただし（1）の要件を満たす者に限ります。

3. 提案の手続等

（1）問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3
国土交通省住宅局建築指導課 原田・磯部
電話番号 03-5253-8111(内線 39530)
メールアドレス hqt-kiseisoku@gxb.mlit.go.jp

（2）応募書類の提出期限、及び方法

- ①期限 令和5年2月28日（火）（必着）
- ②場所 上記問合せ先
- ③方法 募集要領に従い、規定された様式の応募書類データを、上記問合せ先のメールアドレスへ指定の件名等で送付し、送付後にメールの到着確認を行う。

4. 採択者の選定方法

書類審査及びヒアリング審査を行い、採択者を決定します。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該応募者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とする。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった応募書類は、返却しないものとする。
- (7) 詳細は募集要領による。